

**大宜味村農業委員会だより (9月号)**

今月の各種申請締切は  
9月11日(月)です。

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

編集・発行：大宜味村農業委員会 ☎0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

7月総会の結果報告 第15期第35回農業委員会総会 開催7月25日(火)

番号	議案	申請地域	結果	内容
105	農地利用集積計画の承認	津波・喜如嘉	可	利用権設定(賃貸借・使用貸借)

**青切りシークワサーの季節がやってきました！！初出荷式in大宜味！！**

平成29年8月2日、押川区のシークワサー園地において、北部地区シークワサー生産・出荷・販売推進協議会主催による平成29年度シークワサー初出荷式が行われました。

北部農林水産振興センターから本年度の県全体の生産量は昨年度を上回る3,300tになる見込み。食べ頃は8月中旬以降と報告がありました。



「出荷量は上がっているが県内では十分に消費されていない。『沖縄シークワサー』が地域商標登録されたのを機にシークワサーのブランド価値を高め、販売促進・消費に繋がりたい」と大城武協議会会長。

村長のあいさつでは「シークワサーの機能性の表示や、生産者および村民の皆様が自らシークワサーを使っていく事で販売促進に繋がれば」との話がありました。

その後、公民館では大宜味村農山漁村生活研究会によるシークワサーを使った「ちらし寿司」「モーイのシークワサー和え」等が振る舞われ美味しそうに召し上がっていました。

同研究会による「シークワサー音頭」の披露の時は参加者全員で踊り、楽しい式典となりました。

**塩屋漁港で日曜朝市を開催します！！****産業振興課より**

**8月27日(日)**から塩屋漁港にて大宜味海人会主催による日曜朝市を開催します。

新鮮な大宜味村内の漁獲物・生鮮品を販売します。

マクブやタコ等を販売しています。

詳しくは何があるかは来てのお楽しみです。

**開催日時は第2、第4日曜日の8時00分から12時00分まで**

また、大宜味海人会では村内で作った農産物の出品者も募集しています。

出品料等は別途規定がありますのでお問い合わせください。

お問い合わせは大宜味海人会

905-1311 大宜味村塩屋 987-3 塩屋漁港内 代表 新崎悟一 電話 090-2655-9912



マクブ

**農地を開墾する時は赤土流出対策を行って下さい。****～沖縄県赤土等流出防止条例について～**

重機等による**農地の造成**や、原野化した**元畑地の伐開**は「事業行為」となり、「沖縄県赤土等流出防止条例」の第 3 条に基づき、**赤土等が流出しないように対策**をしなければなりません。作業により出現する裸地の面積に応じて、沈殿池や土手、水路、土のうなどの設置が求められます。また、開墾する面積が 1,000 m<sup>2</sup>(約 300 坪)以上の場合は届出・通知が必要になります。

**～対策や届出通知に関するお問い合わせ先～**

- ① 開墾面積 1,000 m<sup>2</sup>(約 300 坪)以上の場合  
北部福祉保健所 生活環境班 TEL 0980-52-2636
- ② 開墾面積 10,000 m<sup>2</sup>(約 3,000 坪)以上の場合  
沖縄県環境生活部 環境保全課  
水環境・赤土対策班 TEL 098-866-2236



マメ科の緑肥栽培による  
耕土流出防止状況

**～耕土流出の営農対策に関するご相談は～**

農地開墾後のグリーンベルト設置、緑肥栽培、心土破碎、

マルチング等の営農対策は、大宜味村赤土等流出防止対策協議会が支援します。耕土流出が気になる方はお気軽にご相談下さい。担当：高橋（農業委員会内） 0980-44-3477

**熱中症に注意！！ 無理をしないで定期的な水分補給を！！****農地利用状況調査（農地パトロール）を行っています。**

大宜味村農業委員会では毎年農地法第 30 条に基づき農地利用状況調査（農地パトロール）を行っています。今年も 8 月から始まっており、現在も調査中です。

農地利用状況調査の目的は、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用発生防止・早期発見です。

利用状況調査については、作物が栽培されている又は、今は作付が無くても 1 年以内に栽培されており、今後作付けが見込める農地は「利用している農地」と判断します。

また 1 年以上耕作されておらず、今後も作付けする見込みのない農地又は、作物はあるが、周囲に比べ栽培状況が極端に劣る農地については「遊休農地」と判断します。

その後、荒廃調査によって、再生可能な遊休農地、再生不可能な遊休農地に判定されます。再生可能な遊休農地については農地所有者に対し利用意向調査を行い、遊休農地解消へ向けた作業を行います。

この度、沖縄県の事業費を活用して調査用車両をレンタルしました。

農業委員は緑の帽子、腕章をつけて農地を回っていますので皆様の地域の調査の際はご協力よろしくお願い致します。

**不審車に注意！！**

最近、ガスバーナーを積んだ白い軽トラックとユニックが村内を回っていて、勝手に畑に入り金属類を物色しているとの情報があります。怪しい車を見たら警察に通報して下さい。